

北海道教育委員会の「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し
全ての子供に豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書

標記の件につき別紙のとおり提出いたします。

令和4年10月3日

提 出 者	室 蘭 市 議 会 議 員	小 田 中	稔
	〃	早 川	昇 三
	〃	鈴 木	和 彦
	〃	常 磐 井	茂 樹
	〃	高 橋	直 美
	〃	柏 木	隆 寿
	〃	羽 立	秀 光

提 出 先
北 海 道 知 事
北 海 道 教 育 委 員 会 教 育 長

北海道教育委員会の「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し 全ての子供に豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書

北海道教育委員会は、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編、統合を行い、公立高等学校配置計画を進めています。また、これからの高校づくりに関する指針においても、依然として望ましい学級規模を4～8学級とし再編整備を進めるとしており、地域の要望や実態を全く踏まえたものとなっておりません。こうしたことから、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村も増加しています。2022年2月にまとめられた「これからの高校づくりに関する指針」検証結果報告書では、一定の学校規模の確保に向けた再編は、主に同一市町村内で実施してきたが、市町村を越えた通学可能圏内での再編も検討と、今後の方向性が示されており、ますます統廃合が進むことが懸念されます。

配置計画によって地元の高校を奪われた子供たちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的、身体的な負担が増大するとともに、保護者もまた経済的負担が大きくなっています。子供の進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力をそぐこととなっています。

多くの市町村では、こうした課題を克服するため、通学費や制服代、教科書代の補助や、やむなく市町村立移管とするなど、地域の高校存続に向け独自で努力しています。しかし、本来これらの努力は設置者である北海道教育委員会が行うべきであり、各自治体に責任を負わせている実態は、後期中等教育を全ての子供たちにひとしく保障すべきである教育行政としての責任を放棄していると言わざるを得ません。このままでは、都市部への一極集中や地方の切捨てなど地域間格差が増大するなど、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

北海道教育委員会は、広大な北海道の実情にそぐわない指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望する全ての子供に豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見、要望を十分反映させ、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度をつくり出していくことが必要です。

よって、北海道におかれましては、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 北海道教育委員会のこれからの高校づくりに関する指針は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的に見直すこと。
- 2 全ての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
- 3 教育の機会均等と子供の学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子供たちも制度の対象とすること。
- 4 障害のある・なしにかかわらず、希望する全ての子供が地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、地域の高校存続を基本とし、子供たちにとって

豊かな高等教育が実現できるように、高校の在り方について検討を進めること。

- 5 中卒者数の減少や定員割れを理由とした機械的な間口減や募集停止ではなく、公私比率にも配慮し、地域や子供たちが将来を見通せる「持続可能な高校」の配置や在り方について、地域住民が納得できる形で計画を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年10月3日

北海道室蘭市議会

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

標記の件につき別紙のとおり提出いたします。

令和4年10月3日

提 出 者	室 蘭 市 議 会 議 員	小 田 中	稔
	〃	早 川	昇 三
	〃	鈴 木	和 彦
	〃	常 磐 井	茂 樹
	〃	高 橋	直 美
	〃	柏 木	隆 寿
	〃	羽 立	秀 光

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣
内 閣 官 房 長 官

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として、全国1,038万人の署名、約2,300に及ぶ地方議会の決議を経て1995（平成7）年に制定され、1996（平成8）年から施行されていますが、2003（平成15）年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、海の日は7月20日から7月の第3月曜日に移行しました。

7月20日は海の記念日として1941（昭和16）年に制定され、海の日のもととなった日であり、第1回海の日である1996（平成8）年7月20日は、世界の海洋秩序を定めた国連海洋法条約を我が国において発効した日でもあり、2007（平成19）年7月20日は海洋基本法が施行され、我が国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもあります。このように、当初海の日とされた7月20日は海洋国家日本の礎となる記念すべき日であり、海洋国家日本を宣言した日とも言える日であります。

よって、国会及び政府におかれましては、我が国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わり、並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年10月3日

北海道室蘭市議会

意見書案第4号

核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書

標記の件につき別紙のとおり提出いたします。

令和4年10月3日

提出者 室蘭市議会議員 常磐井 茂 樹

〃 田 村 農夫成

提出先
内閣総理大臣
外務大臣

核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書

人類史上初めて核兵器を違法とする国際法である核兵器禁止条約が発効して1年以上が経過しました。被爆者の長年の訴えが世界の国々をつき動かして実現した禁止条約は、2022年6月時点で、86の国と地域が署名、66の国と地域が批准しており、核なき世界を求める声が広がっています。

条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに悪の烙印を押しました。開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっています。

また、条約は核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。核兵器禁止条約は核兵器廃絶につながる画期的なものです。

2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。我が国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる。」と核兵器による威嚇を行いました。核兵器がいかに人類の生存を危うくするのかが、明白になりました。

よって、政府におかれましては、今こそ日本政府が核兵器の使用を許さず、全面的に禁止する先頭に立つために、核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年10月3日

北海道室蘭市議会

政府の「難民」認定を国際水準まで高め、支援強化を求める意見書

標記の件につき別紙のとおり提出いたします。

令和4年10月3日

提 出 者 室 蘭 市 議 会 議 員 常 磐 井 茂 樹
" 田 村 農 夫 成

提 出 先
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣

政府の「難民」認定を国際水準まで高め、支援強化を求める意見書

政府が、ロシアの侵略から日本に逃れたウクライナ避難民への生活費や医療費支援を決めたことで、地方自治体から避難民への支援も広がりを見せています。難民条約では、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員、政治的意見の5つの理由で迫害される危険のある人が「難民」と定義されています。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が2016年に発表した難民認定基準ハンドブックでは、「疑わしきは申請者の利益に」の原則が適用され、同ハンドブックを解説する国際的保護に関するガイドライン12においても、「2つ以上の国家間、国家と非国家武装集団の間、または様々な非国家武装集団の間における暴力が含まれうる。ある武装集団を犯罪組織であるか、政治集団であるかといったように、殊更に分類することは、難民認定の目的の下では必ずしも必要でも、また決定的なものでもない。」として、難民認定は人道支援の立場から定義が拡大解釈されています。

よって、政府におかれましては、難民支援で人道的な役割を積極的に果たすために、ウクライナ避難民を含めた難民認定における解釈や運用を、すでに他の先進国で運用されている水準にまで見直し、広く戦争や紛争から逃れた避難民などを「難民」として支援することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和4年10月3日

北海道室蘭市議会

防衛費を対GDP比2%以上に大幅増額することの見直しを求める意見書

標記の件につき別紙のとおり提出いたします。

令和4年10月3日

提 出 者 室 蘭 市 議 会 議 員 常 磐 井 茂 樹

〃 田 村 農 夫 成

提 出 先
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
防衛大臣

防衛費を対GDP比2%以上に大幅増額することの見直しを求める意見書

米国はトランプ政権下の2020年から、同盟国に対し防衛費をGDP（国内総生産）比の2%以上にすることを求め続けています。岸田総理は、22年4月に自民党安全保障調査会から、NATO諸国における防衛予算をGDP比2%以上とする目標を念頭に、5年以内に必要な予算水準の達成を目指すこととの申入れに対し、しっかり提言を受け止めて議論を進めるとし、5月にはバイデン米大統領との会談で、国家の防衛に必要なあらゆる選択肢を検討する決意及び日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏づけとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明。6月、政府は防衛力を5年以内に抜本的に強化する内容を含む経済財政運営と改革の基本方針2022いわゆる骨太方針2022を閣議決定しました。

日本の防衛費は毎年増え続け、6兆円が支出されていますが、GDP比2%以上になれば11兆円超となり、アメリカ、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国になります。政府が計画どおり増額し、敵基地攻撃能力等を備えれば、近隣諸国との間で軍事的緊張を高めることにつながることは明らかです。

あわせて、GDP比2%以上の防衛費とするためには5兆円以上の大幅増額となりますが、そのための財源について政府、自民党から国民への説明は全く行われていません。財源として考えられるのは、赤字国債を発行するか、消費税を増額するか、あるいは社会保障予算を大幅に削減することであり、国民に負担を押しつけることとなります。

日本経済は、コロナ禍に加え、アベノミクスの失政による円安、さらにロシアによるウクライナ侵略などの影響で異常な物価高の危機に直面しています。しかも、賃金も年金も下がり続け、10月から後期高齢者の一部の方の医療費負担が2倍になるなど家計はますます不安、困窮を深めています。

今、政府が急いで行うべきことは、国民の命と暮らしを支える政策を最優先に実施することであり、国の防衛は、軍事ではなく憲法第9条を生かした外交努力を積み重ねて近隣諸国との間で平和の共同体を構築することに心血を注ぐべきである。

よって、政府におかれましては、防衛費のGDP比2%への増額計画を中止するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年10月3日

北海道室蘭市議会